

て新たな制度を設けるものとし、商店街支援事業については、新市において調整する。その他商工業振興事業については新たな制度を設ける。

(3)商工会及び観光協会の統合についてはそれぞれの事情を尊重し調整に努める。

(4)観光関連施設については、現行のとおり新市に引き継ぎ、管理運営については新市において調整する。

(5)各種イベントについては、地域の活性化を目的とした観光振興や地域の風土で培われた伝統的な郷土芸能等は個性を尊重し、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。

平成十五年八月十二日確認

**協議第四十八号 産山村離脱の件について**

産山村の離脱の件については、承認する。

平成十五年九月一日確認

**協議第四十九号 今後の方針について**

一の宮町、阿蘇町、波野村の3町村で合併協議を進めるものとする。

**協議第四十九号の① 阿蘇中部4町村合併推進協議会規約の一部を改正する規約**

阿蘇中部4町村合併推進協議会規約の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

阿蘇中部3町村合併推進協議会規約  
第一条中「産山村」を削り、「4町村」を「3町村」に改める。

第二条中「阿蘇中部4町村合併推進協議会」を「阿蘇中部3町村合併推進協議会」に改める。

第四条中「4町村」を「3町村」に改める。

第五条中「3名」を「2名」に改め、「4町村」を「3町村」に改める。

第十三条中「4町村」を「3町村」に改め、「3名」を「2名」に改める。

第十四条中「4町村」を「3町村」に改める。

附則

一、この規約は、平成十五年九月十七日から施行する。

二、この規約施行の際、現に阿蘇中部4町村合併推進協議会の委員、顧問、小委員会委員、役員、幹事、監査委員及び事務局職員等（以下「委員等」という。）であるものは、産山村の委員等を除き阿蘇中部3町村合併推進協議会の委員等として引き続き在任するものとする。

なお、阿蘇中部4町村合併推進協議会の委員等として発令を受けているものは、産山村の委員等を除き阿蘇中部3町村合併推進協議会の委員等として同一条件により発令を受けたものとみなす。

**協議第四十九号の② 阿蘇中部3町村合併推進協議会確認事項**

村合併推進協議会確認事項

阿蘇中部4町村合併推進協議会において確認された各協議事項において確認された各協議事項については、阿蘇中部3町村合併推進協議会においても確認されたものとし、次のとおり一部修正の上引き継ぐものとする。

平成十五年九月十七日確認

**協議第二十八号 保育事業の取扱いについて**

(1)保育料の階層区分については、国の基準を参考にし、合併時に統一する。なお、保育料徴収金基準額については、合併までに波野村の例を基準として調整する。

(2)公立保育所の開所保育時間については、合併時に統一する。ただし、延長保育については、地域性を考慮して実施する。

(3)保育事業の取扱い等その他の保育事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

**協議第五十号 介護保険事業の取扱いについて**

(1)保険料については、介護保険事業計画を基に合併時に統一する。納期等については阿蘇町の例による。

(2)介護給付費準備基金及び財政安定化基金貸付金については、合併時に持ちよる。

(3)市町村特別給付事業及び保健福祉

事業については、介護保険事業計画を基に合併までに調整する。

**協議第五十一号 保健衛生関係事業の取扱いについて**

(1)保健福祉センターについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市の保健福祉事業の拠点として活用を図る。

(2)検診事業については、各検診を地区ごとの総合健診として同時に実施できるよう合併までに調整する。また、対象者及び個人負担金については、検診の種類や内容を考慮して合併までに調整する。

(3)予防接種については、合併までに医師会等と協議し調整するものとし、内容及び費用助成については、合併時に統一する。

(4)予防接種を除く検診等については、現行どおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。

**協議第五十二号 児童福祉事業の取扱いについて**

(1)育児手当については、阿蘇町の例により実施する。

(2)出産祝金については、補助金、交付金等の調整方針に従い、合併までに支給基準を調整し、新市において実施する。

(3)乳幼児医療費の助成については、一の宮町の例により実施する。

(4)身体障害児への補装具交付につい